



消費生活相談



仕事の提供を条件にした勧誘

【相談】

旅行業の資格を取り、旅行業模試の添削業務をして収入を得ないかと、電話で資格教材の勧誘があり契約したが、勉強は難しく資格は取れそうにないので解約したい。



クーリング・オフ期間内であったので、すぐにクーリング・オフ通知を出すように助言しました。

ワンポイント講座

よく考えて契約を

「仕事を提供するので収入が得られる」と、仕事に関連した商品やサービス等の契約を勧誘する行為は、「特定商取引に関する法律」で業務提供誘引販売取引として、クーリング・オフが認められています。消費者は契約書面を受け取ってから20日以内であれば無条件で解約することができます。このような勧誘の問題点は、提供する業務の収入を強調し、契約が大変有利であるかのように説明するところにあります。契約をしても、仕事を受けるための資格取得が困難だったり、実際は仕事がほとんど提供されなかったりと、収入に結びつかない場合もあります。仕事の提供を条件に、高額な金銭的負担を要求する勧誘を受けた場合は、クーリング・オフ期間、仕事の具体的な内容や量、その他の条件、報酬等を確認するなど慎重な対処が必要です。

■問い合わせ先

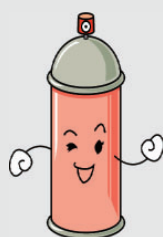
商工労働課内消費生活相談窓口 (☎ 82-1150)
山陽総合事務所地域行政課内消費生活相談窓口
(☎ 71-1612)



ごみを出すときの ワンポイントアドバイス

■問い合わせ先 環境課 (☎ 82-1143)

スプレー缶に中身が残っていると収集作業中に爆発事故が起きる可能性があります。スプレー缶は必ず中身を出し切って、穴をあけてから出してください。みなさまのご協力よろしくお願いします。



ボランティア通信 ①

山陽小野田市で活動されているNPO・ボランティア団体等を紹介するコーナーです。

NPO法人

生涯学習ボランティアの会ねむの木

「生涯学習ボランティアの会ねむの木」は、団体・個人などが集まり、それぞれの活動をボランティアに活かし、生涯学習の輪を広げることを目的として平成15年12月に設立しました。山陽小野田・下関・豊北・小郡の4か所に支部があり、各地で約300人の会員が社会教育の推進、文化・芸術およびスポーツの振興、子どもの健全育成などの活動を行っています。山陽小野田市でも埴生地区と津布田地区で「子ども居場所づくり」の活動を行い、子どもたちの健全育成に取り組んでいます。

また、その他に生涯学習団体の活動発表の場として、「生涯学習ボランティアINフェスタ」を開催しています。今年度も下記の日程で開催しますので市民のみなさんのお越しをお待ちしております。

また、生涯学習について興味のある方の参加もお待ちしております。知識や経験を生かして一緒に活動してみませんか。

■問い合わせ先 生涯学習ボランティアの会ねむの木事務局 (☎ 76-1864)

生涯学習ボランティアINフェスタ

■と き 9月9日(土) 10:00～

■と ころ 山陽小野田市文化会館

○芸能の部 (大ホール)

第1部 各種団体による発表会 (文化琴・大正琴・日本舞踊・銭太鼓・ハーモニカ・尺八・フルート)

第2部 カラオケ教室発表

第3部 一般公募による日本舞踊・カラオケ発表

○展示の部 (ロビー)

壁画・安全マップ、写真、デザイン、活動報告

■入場料 無料

人のうごき (7月1日現在)

世帯 27,574 世帯 (+ 22)

人口 67,830 人 (+ 5)

男 31,970 人 (+ 3)

女 35,860 人 (+ 2)

※()内は前月との比較